

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月22日
【会社名】	株式会社構造計画研究所ホールディングス（注）1
【英訳名】	KOZO KEIKAKU ENGINEERING HOLDINGS Inc.（注）1
【代表者の役職氏名】	代表執行役 服部正太（注）1
【本店の所在の場所】	東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内（注）1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社構造計画研究所 執行役副社長 木村 香代子
【最寄りの連絡場所】	株式会社構造計画研究所 東京都中野区本町四丁目38番13号 日本ホルスタイン会館内
【電話番号】	株式会社構造計画研究所 (03)5342-1100（代表）
【事務連絡者氏名】	株式会社構造計画研究所 執行役副社長 木村 香代子
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	8,480百万円（注）2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注）1．本届出書提出日現在において、株式会社構造計画研究所ホールディングス（以下「当社」といいます。）は未設立であり、2024年7月1日の設立を予定しております。代表者の役職氏名は未定であるため、株式会社構造計画研究所（以下「構造計画研究所」といいます。）の代表者の役職氏名を記載しております。また、本店の所在の場所につきましては、本届出書提出日時点での予定を記載しております。

2．本届出書提出日現在において未確定であるため、構造計画研究所の2023年12月31日時点における株主資本の額（簿価）を記載しております。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年3月1日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、2024年3月18日開催の構造計画研究所の臨時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと並びに構造計画研究所が2024年3月22日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、構造計画研究所の臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行株式

### 第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

#### 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

##### 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等

##### 2 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

##### 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等

###### (1) 株式移転計画の内容の概要

##### 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

###### (1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

##### 8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

###### 2 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

###### 3 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

### 第三部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

### 第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

#### 第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

##### (1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類

(添付書類の追加)

構造計画研究所の臨時株主総会議事録の写し

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	5,500,000株 (注) 1, 2, 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

- (注) 1. 構造計画研究所の発行済株式総数5,500,000株(2023年12月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転(後記2.において定義します。以下同じです。)による当社の設立に先立ち、構造計画研究所の発行済株式総数が変化した場合には、実際に当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、2024年7月1日(予定)をもって、本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)において、当社の成立日の前日までに開催される構造計画研究所の取締役会の決議により、同社が保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)のうち、実務上消却可能な範囲の株式を、本株式移転により当社が構造計画研究所の発行済株式の全部を取得する時点の直前時まで消却することができる旨の規定を設けております。また、本株式移転により当社が設立される時点において構造計画研究所が自己株式を保有する場合には、構造計画研究所が保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなり、構造計画研究所は一時的に当社の普通株式を保有することになります。が、法令の定めに従い速やかに処分いたします。
2. 普通株式は、2024年2月13日に開催された構造計画研究所の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認及び株主総会への付議)、2024年3月18日に開催予定の構造計画研究所の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。なお、2024年7月1日(以下「効力発生日」といいます。)をもって、構造計画研究所の完全親会社となる純粋持株会社たる当社を設立する予定です。
3. 当社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に新規上場申請を行う予定であります。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
- 名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	5,500,000株 (注) 1, 2, 3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

- (注) 1. 構造計画研究所の発行済株式総数5,500,000株(2023年12月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転(後記2.において定義します。以下同じです。)による当社の設立に先立ち、構造計画研究所の発行済株式総数が変化した場合には、実際に当社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、2024年7月1日(予定)をもって、本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)において、当社の成立日の前日までに開催される構造計画研究所の取締役会の決議により、同社が保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)のうち、実務上消却可能な範囲の株式を、本株式移転により当社が構造計画研究所の発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに消却することができる旨の規定を設けております。また、本株式移転により当社が設立される時点において構造計画研究所が自己株式を保有する場合には、構造計画研究所が保有する自己株式1株に対して、その同数の当社の普通株式が割当交付されることとなり、構造計画研究所は一時的に当社の普通株式を保有することになります。が、法令の定めに従い速やかに処分いたします。
2. 普通株式は、2024年2月13日に開催された構造計画研究所の取締役会の決議(株式移転計画の作成承認及び株主総会への付議)、2024年3月18日に開催された構造計画研究所の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。なお、2024年7月1日(以下「効力発生日」といいます。)をもって、構造計画研究所の完全親会社となる純粋持株会社たる当社を設立する予定です。
3. 当社は、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に新規上場申請を行う予定であります。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
- 名称 株式会社証券保管振替機構  
住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

### 第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

#### 1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

##### 2．提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

###### (1) 提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

< 前略 >

提出会社の企業集団の概要

< 中略 >

#### B．グループ会社の再編

当社の設立と同日に、当社グループを、当社を持株会社とする純粋持株会社体制へ移行するため、構造計画研究所の一部の子会社（以下「移行対象子会社」といいます。）の株式及び持分を当社が直接保有する形となるよう、構造計画研究所が保有する移行対象子会社の株式を当社に対して現物配当する方法で移転することにより、下記のとおりグループ内での再編を行う予定です。その後の具体的な再編方法については、検討中です。



構造計画研究所は、2024年3月18日開催予定の臨時株主総会による承認が得られることを前提として、2024年7月1日（予定）を成立日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

当社設立後の、当社と構造計画研究所の状況は以下のとおりとなる予定です。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 構造計画研究所	東京都中野区	1,010	エンジニアリングコンサル ティング プロダクツサービス	100.0	役員の兼任あり

(注) 1 構造計画研究所は、有価証券報告書を提出しております。

2 構造計画研究所は、当社の特定子会社に該当する予定です。

3 本株式移転に伴う当社設立日（2024年7月1日）をもって、構造計画研究所は当社の株式移転完全子会社となり、2024年6月27日をもって、上場廃止となる予定であります。

< 後略 >

(訂正後)

&lt; 前略 &gt;

提出会社の企業集団の概要

&lt; 中略 &gt;

## B. グループ会社の再編

当社の設立と同日に、当社グループを、当社を持株会社とする純粋持株会社体制へ移行するため、構造計画研究所の一部の子会社（以下「移行対象子会社」といいます。）の株式及び持分を当社が直接保有する形となるよう、構造計画研究所が保有する移行対象子会社の株式を当社に対して現物配当する方法で移転することにより、下記のとおりグループ内での再編を行う予定です。その後の具体的な再編方法については、検討中です。



構造計画研究所は、2024年3月18日開催の臨時株主総会による承認に基づき、2024年7月1日（予定）を成立日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

当社設立後の、当社と構造計画研究所の状況は以下のとおりとなる予定です。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 構造計画研究所	東京都中野区	1,010	エンジニアリングコンサル ティング プロダクツサービス	100.0	役員の兼任あり

- (注) 1 構造計画研究所は、有価証券報告書を提出しております。  
 2 構造計画研究所は、当社の特定子会社に該当する予定です。  
 3 本株式移転に伴う当社設立日（2024年7月1日）をもって、構造計画研究所は当社の株式移転完全子会社となり、2024年6月27日をもって、上場廃止となる予定であります。

&lt; 後略 &gt;

### 3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

#### (1) 株式移転計画の内容の概要

##### (訂正前)

構造計画研究所は、同社の臨時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、2024年7月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、構造計画研究所を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を2024年2月13日の構造計画研究所の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、構造計画研究所の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画においては、2024年3月18日に開催される予定の構造計画研究所の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を定めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

##### (訂正後)

構造計画研究所は、同社の臨時株主総会による承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、2024年7月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、構造計画研究所を株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を2024年2月13日の構造計画研究所の取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、構造計画研究所の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画は、2024年3月18日に開催された構造計画研究所の臨時株主総会において、承認可決されております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

## 7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

### (1) 組織再編成対象会社の株式に関する取扱い

(訂正前)

#### 買取請求権の行使の方法について

構造計画研究所の株主が、その所有する構造計画研究所の普通株式につき、構造計画研究所に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024年3月18日開催予定の構造計画研究所の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を構造計画研究所に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、構造計画研究所が、上記臨時株主総会の決議の日（2024年3月18日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### 議決権の行使の方法について

構造計画研究所の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2024年3月18日開催予定の構造計画研究所の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、構造計画研究所の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、構造計画研究所に提出する必要があります。）。

また、株主がインターネットによって議決権を行使する方法もあり、この場合、2024年3月15日午後6時00分までに当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否を入力することが必要となります。書面による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、構造計画研究所に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、臨時株主総会開催日の3日前までに、構造計画研究所に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、構造計画研究所は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

<後略>

（訂正後）

#### 買取請求権の行使の方法について

構造計画研究所の株主が、その所有する構造計画研究所の普通株式につき、構造計画研究所に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024年3月18日開催の構造計画研究所の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を構造計画研究所に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、構造計画研究所が、上記臨時株主総会の決議の日（2024年3月18日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

#### 議決権の行使の方法について

構造計画研究所の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2024年3月18日開催の構造計画研究所の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、構造計画研究所の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、構造計画研究所に提出する必要があります。）。

また、株主がインターネットによって議決権を行使する方法もあり、この場合、2024年3月15日午後6時00分までに当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否を入力することが必要となります。書面による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、構造計画研究所に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書面に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、臨時株主総会開催日の3日前までに、構造計画研究所に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、構造計画研究所は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

< 後略 >

## 8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

### 2．株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

（訂正前）

臨時株主総会基準日	2024年1月31日
本株式移転計画承認取締役会	2024年2月13日
本株式移転計画承認臨時株主総会	2024年3月18日（予定）
構造計画研究所株式上場廃止日	2024年6月27日（予定）
当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）	2024年7月1日（予定）
当社株式上場日	2024年7月1日（予定）

但し、本株式移転の手続上の必要性その他の事由により、日程を変更することがあります。

（訂正後）

臨時株主総会基準日	2024年1月31日
本株式移転計画承認取締役会	2024年2月13日
本株式移転計画承認臨時株主総会	2024年3月18日
構造計画研究所株式上場廃止日	2024年6月27日（予定）
当社設立登記日（本株式移転の効力発生日）	2024年7月1日（予定）
当社株式上場日	2024年7月1日（予定）

但し、本株式移転の手続上の必要性その他の事由により、日程を変更することがあります。

### 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

#### (1) 普通株式について

（訂正前）

構造計画研究所の株主が、その所有する構造計画研究所の普通株式につき、構造計画研究所に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024年3月18日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を構造計画研究所に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、構造計画研究所が、上記臨時株主総会の決議の日（2024年3月18日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

<後略>

（訂正後）

構造計画研究所の株主が、その所有する構造計画研究所の普通株式につき、構造計画研究所に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2024年3月18日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を構造計画研究所に対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、構造計画研究所が、上記臨時株主総会の決議の日（2024年3月18日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る普通株式の数を明らかにして行う必要があります。

<後略>

## 第三部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

（訂正前）

- 2024年2月13日 構造計画研究所は、同社取締役会において、同社の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転による当社の設立を内容とする株式移転計画の承認を決議いたしました。
- 2024年3月18日（予定） 構造計画研究所は、同社の臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、構造計画研究所が当社の完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 2024年7月1日（予定） 構造計画研究所が単独株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となる構造計画研究所の沿革につきましては、構造計画研究所の有価証券報告書（2023年9月8日提出）をご参照ください。

（訂正後）

- 2024年2月13日 構造計画研究所は、同社取締役会において、同社の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転による当社の設立を内容とする株式移転計画の承認を決議いたしました。
- 2024年3月18日 構造計画研究所は、同社の臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、構造計画研究所が当社の完全子会社となることについて決議いたしました。
- 2024年7月1日（予定） 構造計画研究所が単独株式移転の方法により当社を設立する予定であります。当社の普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となる構造計画研究所の沿革につきましては、構造計画研究所の有価証券報告書（2023年9月8日提出）をご参照ください。

## 第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

#### (1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

(訂正前)

<前略>

##### 【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2024年3月1日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を2023年9月12日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3に基づく臨時報告書を2024年2月13日関東財務局長に提出。

<後略>

(訂正後)

<前略>

##### 【臨時報告書】

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（2024年3月22日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を2023年9月12日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3に基づく臨時報告書を2024年2月13日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を2024年3月22日関東財務局長に提出。

<後略>